

NHK発表「受信料不払への法的措置」について

NHK報道を考へる会

NHKは9月20日に発表した「新生プラン」で、受信料不払への対策として、裁判所を通じての支払督促状（支払命令書）の発送など法的措置も辞さない構へを打ち出しました。これについて当会の中村祭代表が月刊誌『正論』11月号「NHKウォッチング」で批判と対策を書いてをりますので御紹介いたします。御参考になれば幸ひです。

なほ当会会員諸賢には更に詳しい対策マニュアルを今月中にお送りする予定でをります。



<『正論』11月号「NHKウォッチング」からの抜粋>

督促状には直ちに異議申立てを

増え続ける一方の受信料不払者に対して、橋本元一NHK会長は簡易裁判所を通じて督促状を出すなどの法的措置の導入を検討する意向を表明した（9月8日定例記者会見で）。受信料支払者と不払者の間の不公平を解消するためだと云ふ。外部の第三者機関によるNHKの改革改善を進める気は全くないのに、受信料だけは司法機関の手を借りて徴収しようとは、橋本会長いよいよ“御乱心”とお見受けする。7月末で不払は117万件。その外に未契約が無慮800万件といふから大変な数だ。これを法的に処理するには厩大な費用を要するが、それには受信料を使ふことにならう。何とも妙な話ではある。督促状に応じなかつた場合には強制執行（差押へ）もあり得るため、視聴者からの問合せが殺到してゐる。斯様なNHKの強権的やり方をどう考へ、どう対処したらよいのであらうか。

- ① 受信契約した者が、受信料の対価たる放送内容が放送法（公正と真実を定めた第3条の2）に違反し、公共放送に相応しくないと判断するに至つた時は、解約もしくは以後の受信料支払を拒否するのは当然の権利だ。それはいはば不良品を買はされたのと同断だからである。
- ② 放送法はNHKの放送を受信できる受信設備を設置した者の受信契約を義務づけてはゐるが、契約不履行者（即ち受信料不払者）に対する罰則を設けてはゐない。従つてNHKは強制執行といふ制裁措置を伴ふ督促状発送を裁判所に求める法的根拠を有しない。

- ③ だが裁判所は、要請があれば法的根拠の有無に拘らず督促状を発送する。それ故受信料支払を拒否せんとする者は督促状送達日より起算して2週間以内に異議申立書（格別の書式はない。督促に不服の旨を記し署名捺印すればよい）を作成し、書留で裁判所に発送すること。これでNHKとの裁判闘争が始る。これを怠ると強制執行されるので御注意の程を。

受信料停止希望多く用紙も不足

筆者が主宰する「NHK報道を考へる会」作成の「NHK不払資料」を入手された井上晴子さん（岐阜市）から次のやうなお便りを頂いた。

「資料有難う御座います。早速銀行に行き、支払い停止の手続をして来ました。銀行員は手慣れていてとてもスムーズでした。NHKのお客様番号も調べてくれました。不思議に思って尋ねたところ、『支払い停止』をする人が多いということです。届出用紙もあと1枚しか残っていないそうです。これまでも数度用紙が切れ、NHK本社に送付を要請しても、本社も不足気味らしく中々送って来ないとか。笑ってしまいます。この銀行は地方銀行で、しかも岐阜県でも一番下に近いんですよ。それでもこういう状況！

中村先生の『NHKウォッチング』、毎月の『正論』でお目に掛かっています。ただ読むのはいつも数ヶ月後の鬱の時に。NHKを初め日本を侮蔑する偏向ものを知ると、もう腹が立つやら悲憤慷慨でとても体に応えるのです。できるなら知らずに居たいです。

でも鬱の時に読ませて頂くと、血圧が上昇し、『負けると分かっているけど戦わねばならない。こうして日本の為には地道に戦って下さる人もいるんだ』と元気になります。今年の夏からの屈託がやっと晴れました。後は集金人との攻防です。とても苦手ですが頑張ります。会の皆様に感謝致します」



井上さんのやうに、女性の中にもNHKの偏向を許せないと受信料支払を拒否する勇気ある人達が急速に増えて来てゐる。反日偏向メディア批判者＝右翼といった陳腐なパターンはもはや通用しないとNHKは知るべきだらう。

何故NHKは「改革」を高唱しながら、偏向報道だけは「改革」しないのか、或いは「改革」できないのか。会長以下全NHKが反日を番組編集の方針としてゐるのであれば、偏向是正を求める努力は徒労に終る他あるまい。無意味な努力である。その時はNHK解体を目指す以外に事態改善の途はない。反日偏向報道がNHK労組の指導であるならば労組による編集権介入は断乎排除せねばならないし、制作現場に於ける跳ね上り分子によるものならばNHK幹部の指導監督の責任が問はれなければならない。エビジョンイルの後を継いだ橋本

元一会長の唱へるNHKの改革と再生の中に、果して反日偏向報道の是正は入つてゐるのだらうか。便乗的な不払者はさて置き、真面目な不払者の多くは番組の反日偏向への抗議の意思表示として不払を実行してゐる。それを橋本会長は認識すべきである。

受信契約なぜ解除できぬ？

秋田市にお住ひの阿部勝志さんからのお便りによれば、本年1月に受信契約解除をNHK秋田に文書で通告し、契約解除用紙の送付を求めたが爾来何の応答もなし。5月19日になつてやつとNHK秋田から「契約解除はできません」との連絡があつた。阿部氏が「NHK報道を考へる会」(代表・中村)の名を出したところNHK側は「受信契約解除は出来ません。NHK報道を考へる会の中村氏とは現在も協議中であり、御理解を御願ひしてみます」と述べたと云ふ。受信契約解除について筆者がNHK側と「協議」したことも「御理解を御願ひ」されたことも全くないので驚いた。

阿部さんが再度「受信契約解除用紙」を請求したところ、先方は「受信契約解除すると云はれても、ハイさうですかと云ふ訳にはいきません。契約解除はできません。詳しいことはNHK報道を考へる会の中村氏に聞いて下さい」と強引な調子。そこで阿部さんが「中村氏に聞いて下さいと云はれても、私個人はNHK受信契約解除したいのです」と繰返し主張したが、先方は一方的に電話を切つてしまつたと云ふ。

「何故NHK受信契約解除出来ないのかを説明することが出来ないNHK職員が電話をかけてきて『契約解除出来ません』の一点張りで話になりません」と阿部さんは怒るのだ。

抑(そもそ)も契約といふ行為は当事者双方の自由意思に基づくのが大前提であり、従つて契約当時とは事情が変更した場合には、合理的な事由あれば一方の申出で契約を解除できるのが普通である。解除できない契約はもはや契約にはあらずして命令である。そして受信料支払が命令によるものならば、抑も契約など初めから要らない筈なのである。NHK側の詭弁に騙されぬやう視聴者は呉々も御注意を。